

～NSDプロジェクト～

塩尻総合学科新校施設整備事業

基本計画策定支援業務委託

プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月

長野県教育委員会 高校教育課 高校再編推進室

目 次

審査委員会委員長ステートメント	1
I 趣 旨	2
II 一般事項	2
1 名称	
2 主催者	
3 募集方法	
4 審査	
5 性格	
6 事務局	
III 日 程	3
IV 参加者の資格要件	3
1 参加資格	
2 参加不適格者等	
3 失格基準	
V 審 査	6
1 審査委員会	
2 審査方法	
3 候補者の特定	
4 審査結果の発表	
5 留意事項	
VI 手続き	8
1 実施要領の配付	
2 参加表明書の提出	
3 一次審査書類の提出要請	
4 現地説明	
5 質問回答	
6 一次審査書類の提出	
VII 基本計画策定支援業務委託契約	10
1 最適候補者選定後の手続き	
2 基本計画策定支援業務概要	
3 契約	
4 履行状況の確認及び措置	
5 工事受注資格の喪失	
6 基本計画策定支援業務中のレビュー、設計業務とのつながり	
VIII 提出書類の取扱い	11
1 著作権及び意匠	
2 提出書類の使用	
IX 留意事項	11
1 経費の負担	
2 その他	

○塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル質問書様式 1－1） — 12

○塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル現地説明参加申込書（様式 1－2） — 13

「長野県スクールデザイン（通称NSD）」は、学校づくりを起点としていますが、そのスコープは広く、教育、地域、そして私たちの未来に広がるものです。こうした事業に関われることを光栄に思いながらも、その趣旨を貫徹するための責任は重大であると感じております。以下に私なりの考えをまとめさせていただきました。ご一読の上、ぜひ、力をお貸しいただければと考える次第です。

1 未来にむけた人づくり

21 世紀の世界が、危機的な状況にあることは言うまでもありません。このような中では、困難の中に可能性を見出し、信頼を紡いでそれを実現する「人」が、何よりも重要な資産です。NSDの基軸は、現代社会の課題を解決し、人々の幸せを広げていく状況を教育から切り拓いていくことにあります。

2 統合の起点としての建築

現代社会の問題のひとつに、専門・細分化することで統合が取りにくくなっていることがあります。情報空間におけるバーチャルな統合は、様々な可能性を拓いてくれています。身体を介したリアリティとの乖離が問題となり、新たな社会問題を生み出してもいます。NSDは、「学校づくり」を中心に据えながら、教師、地域、行政、生徒、専門家など多くの方々が幅広く参加することで、地域や社会、教育など様々な課題を共有し議論のきっかけとなることが目指されています。

3 統合の調整者としての建築家

NSDが基本計画から関わる設計者を求めるのは、こうしたスコープを持っているからです。建築家が調整者としてプロセスに関わることで、ここに挙げた大きな目的の一端が開かれるはずだと考えています。

4 学びの深化を促す環境づくり

もちろん本プロジェクトの中心は「新しい学び」のための空間づくりです。この「新しい学び」のポイントは、子どもたちが主体的に学ぶことです。でも、主体的に振舞うことをどうやって伝えられるのでしょうか。私たちが空間づくりから始めようとするポイントはそこにあります。多くの研究成果が教えてくれているように、子どもたちが自分で学ぼうとするときに、安心して自らの可能性を試すことができる場が確保されていることが極めて大切なのです。

5 なぜ長野なのか

こうした大それたことは教育資源に恵まれた大都会でやるべきだ、という声も聞こえてきそうですが、本当にそうでしょうか。豊かな自然を持った長野は、人間と自然の距離が極めて近い環境です。それは厳しくも美しく、そして人知を超えて多様です。こうした自然から、子どもたちが日々、多くを学ぶことはもちろん、教育に携わる先生方や地域の人たちがそれらを活用して子どもたちに届けていく。長野県はこうした可能性に満ちていると私たちは信じています。

6 多様な環境変化に応える創意工夫

昨今の物価上昇や建設業界を取り巻く厳しい環境は、本プロジェクトにとっても避けて通ることのできない課題です。しかし私たちは、そのような状況の中にあっても、学校施設として求められる機能や魅力の確保と、実現性・継続性を両立する道は必ずあると考えています。様々な制約条件を前向きに受け止めながら、新たな発想と創意工夫によって課題解決を図り、本プロジェクトの可能性がさらに広がっていくことを願っています。

7 最後に

こうしたことは、発注者が一方的に推し進めるようなやり方では実現しないとも思っています。本プロジェクトが、参画のハードルを下げ、広く才能を募集するのにもそうした思いの反映です。課題は多く、私たちも完ぺきではありませんが、この理念に賛同し、いっしょに未来を考えていただける皆様の参画をお待ちしております。

NSD審査委員会 委員長 赤松佳珠子

I 趣 旨

長野県教育委員会では、高校改革を少子化に対応するための単なる縮小・統廃合計画とするのではなく、長野県の高校教育を新たな学びへと変革するための好機ととらえ、「新たな教育の推進」と「新たな高校づくり」に一体的に取り組むことを基本理念とした「学びの改革 基本構想」を平成 29 年（2017 年）3 月に策定しました。さらに「基本構想」をより具体化した「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」を平成 30 年（2018 年）9 月に策定し、「新たな学びの推進」と「再編・整備計画」について、長野県の高校の将来像を具体的に描いていくための方針を示しました。これらに基づき、地域の未来の在り方と不可分な関係にある高校教育の将来像を地域とともに議論し、塩尻志学館高校、田川高校の統合計画を策定しました。その後、塩尻総合学科新校再編実施計画懇話会を開催し、塩尻総合学科新校の具体的な構想について地域の皆さんと意見交換を行いながら計画を進め、令和 8 年（2026 年）2 月長野県議会定例会において、統合事件案が同意されました。

塩尻総合学科新校の校地とする塩尻志学館高校の校地は、松本盆地の南端部にあたり、周囲を北アルプス、中央アルプス、南アルプスに囲まれ清冽な奈良井川を眼下に見つめる、河岸段丘の中腹に位置します。また、塩尻地域はものづくり産業が集積した内陸工業地域で、高い技術力を支えに地域経済を形づくとともに、河岸段丘の地形と気候を生かしたぶどうをはじめとする果樹栽培など、特色ある農業が展開されています。さらに、交通の要衝として培われた商業・物流機能や、アルプスに囲まれた景観と歴史文化を背景に、自然と都市の利便性が調和した魅力ある地域となっています。この地域で学ぶ生徒は豊かな自然と地域産業が息づく環境の中で、身近な営みから最先端の世界までを学び、地域と関わり合いながら学習・生徒会活動・部活動に主体的に取り組み、その経験を礎に各方面で活躍しています。

一方で、塩尻志学館高校の校舎は、一部老朽化が進み、また校舎が敷地内に点在しており複雑な動線となっている他、いわゆる片廊下のハーモニカ教室となっており、可変性の少ない空間となっています。新たな総合学科新校として生まれ変わるにあたり、地域を学びのフィールドとして、地域との共創を目指し、多様な経験、学び、人との出会いを通して一人ひとりの可能性を広げられるための空間となることを生徒や教職員からも期待されています。

さらには、塩尻の豊かな自然や文化、ワインや果樹栽培、精密機械などの特色ある地場産業、そして産学官民が連携した多様な教育資源を活かし、地域と協働した実践的な活動や探究を通じて、進路の選択肢を広げるとともに、自ら課題を見つけ解決に向かう力を育むことができる総合学科新校となることを地域も期待しています。再編により名実ともに新たなスタートを迎える塩尻総合学科新校が、地域産業や人と人とのつながりを基盤に、好奇心と創造力を刺激するワクワクする学びの中で、生徒一人ひとりが自らの興味や関心に応じて学びを選択できる学習空間となるように、学びと空間の環境整備を進めていきます。

このため、新しい学校施設やその周辺整備の計画及び設計にあたっては、「新しい学び」や「これからの時代にふさわしい学習空間」に係る高度な専門的知識と審美眼に加えて、地域の特性、計画地とその周辺の固有の様々な課題、施設整備に係る県民や関係者などの意見や要望などを十分理解した上で、事業者と本県がコミュニケーションを図りながら計画から設計まで継続的に共同して取り組む必要があります。

本プロポーザルは、学校施設に係る「高度な技術力」、新たな学びに係る「時代を超える学習空間デザインを生み出す力」、末永く愛され使い続けられる施設とするための「将来を見越す力」、「県民や関係者など一体となって設計を練り上げていく力量」、「県や関係者と協力して困難に取り組む共同者としての適性」を有する最も優れたパートナーを選考するため、広く提案を求めるものです。

II 一般事項

- | | |
|---------|--|
| 1 名 称 | 塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。） |
| 2 主 催 者 | 長野県教育委員会（以下「県教委」という。） |
| 3 募集方法 | 公募とします。 |
| 4 審 査 | 審査委員会において、最適候補者、候補者及び準候補者（以下「最適候補者等」という。）を選考します。なお、審査は２段階で行います。 |
| 5 性 格 | 本プロポーザルは、事業者の基本的な考え方や学校施設等の設計に関する技術力、学校施設や学びに対する理解について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者等を選考するために実施するものです。提案は選考を行うための資料とするものであり、基本計画に際して県教委が提案された内容に拘束されるものではありません。 |

6 事務局 長野県教育委員会事務局 高校教育課高校再編推進室
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
代表電話 026-232-0111 (内線 4399、4370)
直通電話 026-235-7452
ファクシミリ 026-235-7488
電子メール koko-kaikaku@pref.nagano.lg.jp
事務局アドバイザー

本プロポーザルを実施する県教委を支援する者として、次の者を事務局アドバイザーとします。

東北大学大学院 工学研究科 都市・建築学専攻 教授 小野田 泰明

Ⅲ 日 程

- ・ 実施要領等の配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年8月19日（水）から9月4日（金）まで
- ・ 質問（参加表明書に係るもの）・・・・・・・・・・ 令和8年8月19日（水）から8月25日（火）まで
- ・ 質問への回答（参加表明書に係るもの）・・・・・・ 令和8年8月28日（金）
- ・ 現地説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年8月30日（日）
- ・ 参加表明書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年8月31日（月）から9月8日（火）まで
- ・ 参加資格通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年9月14日（月）
- ・ 質問（一次審査に係るもの）・・・・・・・・・・ 令和8年9月9日（水）から9月14日（月）まで
- ・ 質問への回答（一次審査に係るもの）・・・・・・ 令和8年9月17日（木）
- ・ 一次審査書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年9月18日（金）から10月1日（木）まで
- ・ 一次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年10月23日（金）
- ・ 一次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年10月29日（木）（予定）
- ・ 二次審査（ヒアリング）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年11月28日（土）
- ・ 二次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年12月11日（金）（予定）

Ⅳ 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の資格要件等は、次のとおりです。虚偽の申告と認められる場合や、参加表明書とともに提出する書類で証明できない場合は、失格となります。

1 参加資格

(1) 参加者の人格等

公告日現在において、次の表のアからソまでのいずれにも該当している者、又は、次のアからソまでのいずれにも該当している者を代表構成員（構成員中で出資比率が最大の者をいう。）とし、次のア、イ及びエからソまでのいずれにも該当している者を構成員として自主結成された共同企業体（構成員の数は代表構成員を含めて3者以内）とします。

区 分	参加者の人格等
ア	長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日告示第640号）のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っていること、若しくは同等の資格があると認められた者（※1）であること。
イ	建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。

ウ	公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあってはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。）が1,000㎡以上のものの新築（※2）、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を元請として行ったものであって、2006年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）があること。
エ	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
オ	長野県建設工事等入札参加資格者にかかわる入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 「入札参加停止措置要領」は、ホームページ（※3）を参照してください。
カ	参加表明時に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者にあっては更生計画認可の決定を、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てをした者にあっては再生計画認可の決定を受けていること。
キ	長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日告示第640号）第1に示す建設コンサルタント等の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」）において、委託契約約款（建築設計）第14条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
ク	建設コンサルタント等の業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日付け15会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
ケ	建設コンサルタント等の業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後、委託契約約款（建築設計）第27条に基づく業務完了の通知をしていない者でないこと。
コ	建設コンサルタント等の業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
サ	建設コンサルタント等の業務の入札において、建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領（平成25年10月11日付25建政第190号）第20の規定により要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
シ	長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
ス	滞納している県税等徴収金がないこと。
セ	本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。 なお、経営上密接な関連がある会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。 1) 人的関係のある会社 2) 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士関係にある場合 3) 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社 4) 事業協同組合とその構成員
ソ	共同企業体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。

※1 同等の資格があると認められた者

令和8年9月8日（火）16時30分までに県教委が定める書類（塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領（別冊）（以下「別冊」という。）P別-43～別-45を参照）を参加表明書提出書類と同時に提出し、一次審査の前日までに同等の資格があることの確認を受けた者のことをいう。

ただし、県教委が主催した令和6年度又は令和7年度県立高等学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザルにおいて同等の資格があることの確認を受けた者の書類提出は不要とする（参加資格を有することの

確認を受けた旨の通知（写し）を1部提出すること。）。

なお、令和5年度以前に参加資格を有することの確認を受けた旨の通知をもって、上記プロポーザルにおいて同等の資格があると認められた者は書類提出を要することに留意すること。

- ※2 建築基準法第2条第十四号に規定する大規模な修繕及び同第十五号に規定する大規模な模様替並びに建築基準法別表第1の項をまたぐ用途変更については、当該面積を本事業で要求する新築面積に換算できるものとみなす。
（(2)のア（ウ）、ア（カ）、イ（ウ）及びイ（カ）において同じ。）

- ※3 「入札参加停止措置要領」ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gi.jukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/sankateishi.html>

(2) 配置技術者

ア 単体参加者の場合

公告日現在において管理技術者（統括）にあつては次の表の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する者を配置してください。また、主任担当技術者にあつては担当技術者の中から、建築（意匠）の責任者として次の表の（エ）から（カ）までのいずれにも該当する者を配置してください。

区 分	管理技術者（統括）
（ア）	参加者の組織に所属していること。
（イ）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
（ウ）	公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（カ）において同じ。）が3,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務及び工事監理業務の実績（基本設計、実施設計及び工事監理を管理技術者（統括）若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであって、2006年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの（※1）。（カ）において同じ。）があること。
区 分	建築（意匠） 主任担当技術者
（エ）	参加者の組織に所属していること。
（オ）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
（カ）	公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積が1,000㎡（※2）以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績があること。

- ※1 現所属における実績に限らず、前・元所属における実績を含めることができる。この場合、参考様式（別冊P別-37）を活用し、前・元所属の責任者に当該実績を証明してもらうこと。（イにおいて同じ。）

- ※2 広く提案を求める観点から配置技術者に求める設計実績の要件を定めていますが、本業務を受託した事業者は、複雑な施設整備に長きに渡り関わる可能性があるため、発注者としてはそれ相応の高い技術力を期待しています。（イ（カ）において同じ。）

（注意）本プロポーザルに参加する他の参加者である共同企業体の構成員や協力事務所ではないこと。

イ 共同企業体参加者の場合

公告日現在において管理技術者（統括）にあつては次の表の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する者を配置してください。また、主任担当技術者にあつては担当技術者の中から、建築（意匠）の責任者として次の表の（エ）から（カ）までのいずれにも該当する者を配置してください。

区 分	管理技術者（統括）	
	A者（代表構成員）	B者、C者（代表構成員以外の構成員）
（ア）	代表構成員の組織に所属していること。	
（イ）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。	
（ウ）	公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供す	

	る建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（カ）において同じ。）が3,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務及び工事監理業務の実績（基本設計、実施設計及び工事監理を管理技術者（統括）若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであつて、2006年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。（カ）において同じ。）があること。	
区分	建築（意匠）	主任担当技術者
(エ)		構成員の組織に所属していること。
(オ)		建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
(カ)		公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）で延べ面積が1,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績があること。

（注意）・別冊P別-18「共同企業体方式の取扱い」に適合すること。

- ・共同企業体の各構成員は、本プロポーザルの単体参加者又は他の共同企業体の構成員並びに協力事務所でないこと。

2 参加不適格者等

本プロポーザルの審査委員が自ら主宰、若しくは役員又は顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は、参加できません。

3 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る参加者は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

V 審査

1 審査委員会

(1) 委員

最適候補者等選定の審査は、次の6名の委員により組織された審査委員会で行います。（分野別五十音順・敬称略）

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職	分 野
委員長	赤松 佳珠子	法政大学・教授 株式会社シーラカンズアンドアソシエイツ 代表取締役	建 築
委 員	寺内 美紀子	信州大学・教授	
	西沢 大良	芝浦工業大学・教授 株式会社西沢大良建築設計事務所 代表取締役	
	垣野 義典	東京理科大学・教授	建築・教育
	高橋 純	東京学芸大学・教授	教 育
	武者 忠彦	立教大学・教授	地 域

(2) オブザーバー

長野県関係課及び学校関係者をオブザーバーとします。

2 審査方法

次の手順により審査します。

- (1) 審査は2段階とし、審査委員会が、参加者の技術力、経験、実施体制、テーマに対する考え方等について、総合的に審査を行います。
- (2) 一次審査では、審査時提出書類に記載された管理技術者（統括）及び建築（意匠）主任担当技術者の経歴、代表作品（設計のコンセプト及びプロセスを含む）、業務の実施体制、提案書により評価し、4者程度の二次審査参加者を選考します。

	一次審査提出書類	対象	審査内容
1	管理技術者（統括）の経歴書	管理技術者（統括）	（様式3） 主な作品、手持ち業務量、主な受賞歴
2	管理技術者（統括）の代表作品	管理技術者（統括）	（様式4） 主な作品（設計のコンセプト及びプロセス）
3	建築（意匠）主任担当技術者の経歴書	建築（意匠）主任担当技術者	（様式5） 主な作品、手持ち業務量、主な受賞歴
4	建築（意匠）主任担当技術者の代表作品	建築（意匠）主任担当技術者	（様式6） 主な作品（設計のコンセプト及びプロセス）
5	管理技術者（統括）・主任担当技術者	配置技術者	（様式7） 技術者の業務実績
6	業務の実施体制	参加者	（様式8） 基本計画策定支援業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」、「コスト管理の体制（コスト管理責任者の配置等、コストコントロールの具体策）」、「業務進捗管理の体制」、「そのほか特に重視する業務体制等」（提案書に記載する内容を除く）
7	提案書（※）	（様式9） A3用紙 1枚 片面 横使い（文字10.5ポイント以上）及び A4用紙 1枚 片面 縦使い（文字10.5ポイント以上）	

※ 提案書

- ・法人名及び個人名は記載しないこと。
- ・文章及び概念図等で簡潔に表現すること。
- ・概念図については設計に及ぶような詳細な表現を避けること。
- ・文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。

- (3) 二次審査では、業務の実施体制及び提案書をもとに公開プレゼンテーションを実施した後、参加者へのヒアリングを行い、最適候補者等を選定します。

また、二次審査の前に追加の提案書や説明書類を求める場合があります。この場合は、二次審査の提出書類と追加書類によりプレゼンテーションを行います。

なお、二次審査は公開で行い、全ての二次審査参加者及び審査委員会が一堂に会して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

	二次審査提出書類	対象	審査内容
1	管理技術者（統括）・	配置技術者	（様式10）

	主任担当技術者		技術者の業務実績
2	業務の実施体制	参加者	(様式 11) 基本計画策定支援業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」、「コスト管理の体制（コスト管理責任者やコストコントロールの具体策）」、「業務進捗管理の体制」、「そのほかに特に重視する業務体制等」（提案書に記載する内容を除く）
3	提案書（※）	(様式 12) A 3 用紙 3 枚 片面 横使い（文字 10.5 ポイント以上）及び A 4 用紙 1 枚 片面 縦使い（文字 10.5 ポイント以上）	
4	想定工事費	(様式 13) 工事費総額（諸経費込）（税抜・税込） 既存校舎除却費、新築工事費、改修工事費、外構工事費、仮設校舎建設費	

※ 提案書

- ・法人名及び個人名は記載しないこと。
- ・文章及び概念図等で簡潔に表現すること。
- ・概念図については設計に及ぶような詳細な表現を避けること。
- ・文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。

(4) 二次審査の詳細は、一次審査を通過した二次審査参加者に通知します。

3 候補者の特定

県教委は、審査委員会から最適候補者等の推薦を受け、最適候補者等の特定を行います。

4 審査結果の発表

(1) 一次審査の結果については、参加者全員に通知します。

また、二次審査参加者については、長野県のホームページに掲載して公表します。

(2) 二次審査の結果については、二次審査参加者全員に通知します。

また、審査結果及び最適候補者等については、長野県のホームページに掲載して公表します。

(3) 前各号の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）以内に書面により説明を求めることができます。

(4) 前号の要求に係る県教委の回答は、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行うものとします。

なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じません。

5 留意事項

本プロポーザルに関して、審査委員及びアドバイザーへの事前説明その他の接触を行うことは、一切禁止します。

なお、審査委員及びアドバイザーとの本プロポーザルに関する接触などの不正な事実が認められた場合は失格となります。

VI 手続き

1 実施要領の配付

(1) 配付する資料

ア 塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

イ 塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領（別冊）

ウ 付属資料（別冊に記載）

(2) 配付期間 令和 8 年 8 月 19 日（水）から令和 8 年 9 月 4 日（金）まで

(事務局では、実施要領の閲覧のみとする。なお、事務局での閲覧時間は9時分から16時30分まで(土・日曜日及び祝日は除く。)とする。)

(3) 配付場所 長野県のホームページ

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/puopo/nsd-shiojiri.html>)

2 参加表明書の提出

(1) 提出期間 令和8年8月31日(月)から令和8年9月8日(火)16時30分まで

(2) 提出場所 事務局

(3) 提出方法 郵送(「配達証明付き書留郵便」に限る。また、提出期間内必着とする。)

ただし、提出期間の最終日(令和8年9月8日(火))のみ、持参での受付も行います。

持参の受付時間は、9時から16時30分までとします。

(4) 作成方法 別冊P別-7～別-10「参加表明書作成要領」によります。

3 一次審査書類の提出要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、参加表明書提出者宛てに参加資格通知を令和8年9月14日(月)までに行います。

4 現地説明

(1) 実施日時 令和8年8月30日(日) ①10時から12時30分まで(受付9時30分から)

②14時30分から17時まで(受付14時から)

(2) 留意事項

ア 参加を希望する者は現地説明参加申込書(様式1-2)に必要事項を記入し電子メールで申込みをしてください。(送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。)

(様式1-2) 提出期限: 令和8年8月25日(火)16時30分まで

原則として、事前申込のない方は現地説明に参加できません。

参加申込の受理を令和8年8月27日(木)16時30分までに事務局からお知らせします。

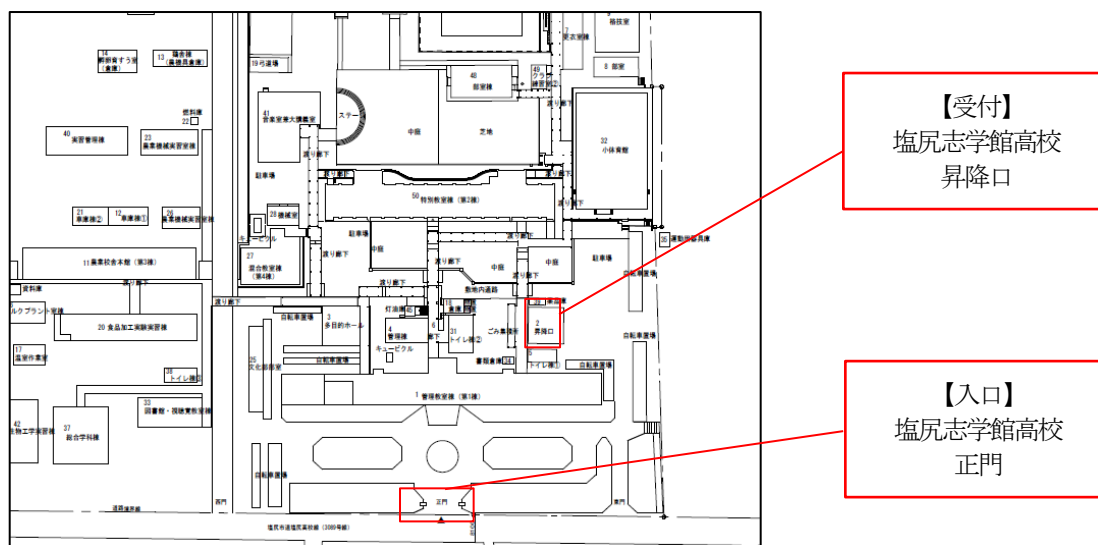
イ 現地説明の参加者は、参加資格要件を満たす者としします。

なお、出席者は、各参加者につき2名以内(共同企業体の場合は1つの企業共同体で2名以内)としします。

ウ 当日の受付は、塩尻志学館高等学校昇降口付近となります。(詳細は申込者に別途お伝えします。)

エ 現地説明は、事務局の案内により行います。必ず事務局の指示に従ってください。

オ 現地説明を中止する場合は、その旨、現地説明参加申込をした者に連絡します。



5 質問回答

(1) 質問の受付期間

- ア 参加表明提出書類に係る質問 令和8年8月19日(水)から令和8年8月25日(火)16時30分まで(必着)
(土・日曜日及び祝日は除き、受付時間は9時から16時30分までとする。)
- イ 一次審査提出書類に係る質問 令和8年9月9日(水)から令和8年9月14日(月)16時30分まで(必着)
(土・日曜日及び祝日は除き、受付時間は9時から16時30分までとする。)

(2) 受付場所 事務局

(3) 質問方法 質問は、様式1-1を電子メールにより送信すること。(送信後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。)

(4) 回答

ア (1)のアの質問に係る回答は、令和8年8月28日(金)までに長野県のホームページに掲載します。

イ (1)のイの質問に係る回答は、令和8年9月17日(木)までに長野県のホームページに掲載します。

6 一次審査書類の提出

(1) 提出期間 令和8年9月18日(金)から令和8年10月1日(木)まで

(2) 提出場所 事務局

(3) 提出方法 郵送(「配達証明付き書留郵便」に限る。当日消印有効。)

なお、令和8年10月1日(木)に郵送する場合は、「配達証明付き書留郵便」かつ「速達」とし、送付した旨、送付当日に事務局まで連絡してください。(電話受付時間は9時から16時30分まで)

(4) 作成方法 別冊P別-22～別-25「審査時提出書類作成要領」によります。

Ⅶ 基本計画策定支援業務委託契約

1 最適候補者選定後の手続き

(1) 県教委は、財務規則に定める随意契約の手続きにより、最適候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、最適候補者と本業務の委託契約を締結するものとします。

(2) 最適候補者との契約が整わなかった場合は、候補者以下との随意契約の手続きを行うこととします。

2 基本計画策定支援業務概要

(1) 業務名 塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務(以下「基本計画策定支援業務」という。別冊において同じ。)

(2) 業務箇所 長野県塩尻市広丘高出

(3) 業務内容 塩尻総合学科新校施設整備事業に係る基本計画の策定を支援するための業務一式(県教委の定める委託仕様書による建築・建築設備・外構等の計画及び計画策定に必要な建築基準法・消防法・都市計画法等の事前協議、会議等の運営・支援を含む。)

(4) 履行期間 契約日から令和9年11月30日(火)まで(予定)

ただし、基本計画書(案)の提出は令和9年9月30日(木)まで(予定)

3 契約

(1) 契約書の要否 契約書の作成が必要となります。

(2) 上限額

17,289千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とします。

(3) 契約締結時までⅣの「1 参加資格」を満たさないこととなった場合は契約を締結しないこととし、この場合、県教委は一切の損害賠償の責を負わないこととします。

4 履行状況の確認及び措置

この要領に基づき契約した委託業務について、履行状況の確認を行い、見積書の徴取時に提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があるときは、委託契約に基づき契約解除を行うことができるものとします。

5 工事受注資格の喪失

基本計画策定支援業務を受託した事業者(協力事務所を含む。)と資本・人事面等において関連があると認められ

る製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事（下請工事を含む。）を請け負うことはできません。

6 基本計画策定支援業務中のレビュー、設計業務とのつながり

基本計画策定支援業務を受託した事業者（協力事務所を含む。）は、レビューや業務完了時の確認において、業務の取組状況（配置計画、構造計画・設備計画、概算事業費、施設整備事業全体スケジュール等）や基本設計・実施設計業務（以下、「設計業務」という。）に臨む体制などについて、外部有識者（本プロポーザル審査委員会の委員、事務局アドバイザーを原則とする。以下同じ。）及び県教委等における所要の審査・内容確認を受けることで、設計業務を受託する相手方と判断できることとします。また、外部有識者は基本計画策定後の設計業務においても本整備事業のサポートをしていく予定です。

なお、審査等の結果、基本計画策定支援業務を受託した事業者を設計業務を受託する相手方と判断しない場合があります。

VIII 提出書類の取扱い

1 著作権及び意匠

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとします。

なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に事前に承諾を得てください。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとします。

2 提出書類の使用

県教委は、本プロポーザルに関する事項の公表及び展示、記録誌の作成をする場合に提出書類の提案書が無償で使うことができるものとします。

その他県教委が必要と認める場合は、参加者の承諾を得られた場合に限り、一次審査提出書類を無償で使うことができるものとします。この場合、使用に際しては参加者名を明示します。

提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した参加者において当該第三者に事前に承諾を得てください。

最適候補者等の提出書類の提案書は、本プロポーザルに関する記録としてホームページに公開します。

IX 留意事項

1 経費の負担

参加表明書、審査書類の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した経費は、参加者の負担とします。ただし、二次審査の参加者（契約の相手方となった参加者を除く。）に対しては、県教委の規程により一定の費用（10万円を予定）を支払います。

2 その他

- (1) 提出書類は、Ⅷ2の場合を除き、参加者に無断で使用しません。
- (2) 提出書類は、最適候補者等の選考作業に必要な範囲において、複製し使用することがあります。
- (3) （様式2-1）又は（様式2-2）及び（様式10）に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると県教委が認めた場合を除き、変更することはできません。
- (4) 一度受理した提出書類の差替えは認めません。
- (5) 参加表明書、審査書類の提出は、参加者1者につき1件とします。
- (6) 提出された提出書類は返却しません。
- (7) 参加表明書、一次審査書類の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面（様式任意）をもって県教委へ届け出てください。なお、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (8) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知します。
- (9) 基本計画策定支援業務完了前には、外部有識者による基本計画内容の確認を予定しています。
- (10) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の規定による計量単位に限りします。

(様式1-1) (A4版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

質 問 書

令和8年 月 日

長野県教育委員会教育長 様

郵便番号 _____

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

e-mail _____

「塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」について、次の事項を質問します。

- 備 考
- 1 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
 - 2 「参加表明書類に係るもの」、「一次審査提出書類に係るもの」の質問は、それぞれ別紙にしてください。
また、各々提出期限が異なるので注意してください。

(様式1-2) (A4版)

塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

現地説明 参加申込書

令和8年 月 日

長野県教育委員会教育長 様

郵便番号 _____

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

e-mail _____

担当者 _____

「塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」の現地説明への参加を申し込みます。
(希望日程に○印を付けてください。なお、参加者の分散化を図るため、両日程とも参加可能である場合は、両方に○印をつけてください。後日、参加日程を通知します。)

【 】 令和8年8月30日(日) 10時から12時30分まで

【 】 令和8年8月30日(日) 14時30分から17時まで

(参加者の所属と氏名を記入してください)

所 属	氏 名

(駐車場の使用を希望する場合は○印を付けてください)

【 】 駐車場の使用を希望する (1者1台まで)

提出期限：令和8年8月25日(火) 16時30分まで

提出方法：電子メールで申込みをしてください。(送信後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。)

事務局：長野県教育委員会事務局 高校教育課高校再編推進室

(塩尻総合学科新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル事務局 担当：池田)

電子メール koko-kaikaku@pref.nagano.lg.jp

※参加申込の受理を令和8年8月27日(木) 16時30分までに事務局からお知らせします。